

平成31年4月から新たな制度 (森林経営管理制度) がスタートします

資料 4

適切に経営管理
を実施していな
い森林

- ① 市町村が森林所有者に、所有森林を今後どのように経営管理したいか、御意向を確認します。
- ② 市町村に委託したいと回答頂いたときは、必要に応じて、市町村と協議の上、経営管理の委託手続きを行います。

- 市町村に森林の経営管理を委託した場合、
- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託し、
 - ④ 林業経営に適さない森林は、市町村が森林を管理します。



森林所有者



意向を
確認



経営管理
を
委託



市町村

林業経営に
適した森林



経営管理
を
再委託



意欲と能力のある
林業経営者

林業経営に
適さない森林



市町村が管理



お問い合わせ先

農林水産省林野庁計画課

☎ 03-6744-2126

✉ shinrin_keieikanri@maff.go.jp

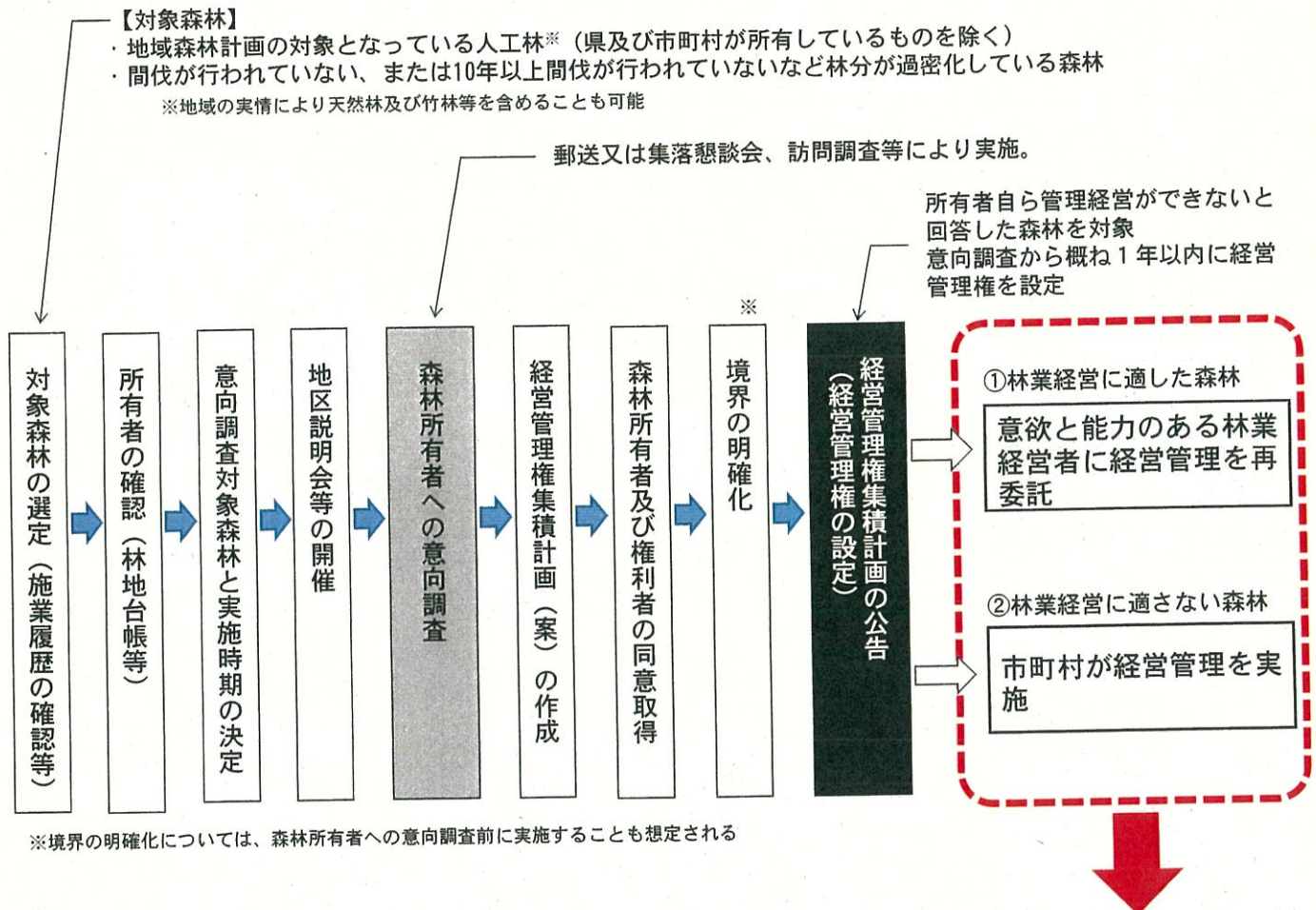
または
お住まいの都道府県・市町村の林務担当部局
まで



新たな森林管理システムとは

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を目指し、森林管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者を繋ぐシステムをいう。

【新たな森林管理システムの具体的な実務】

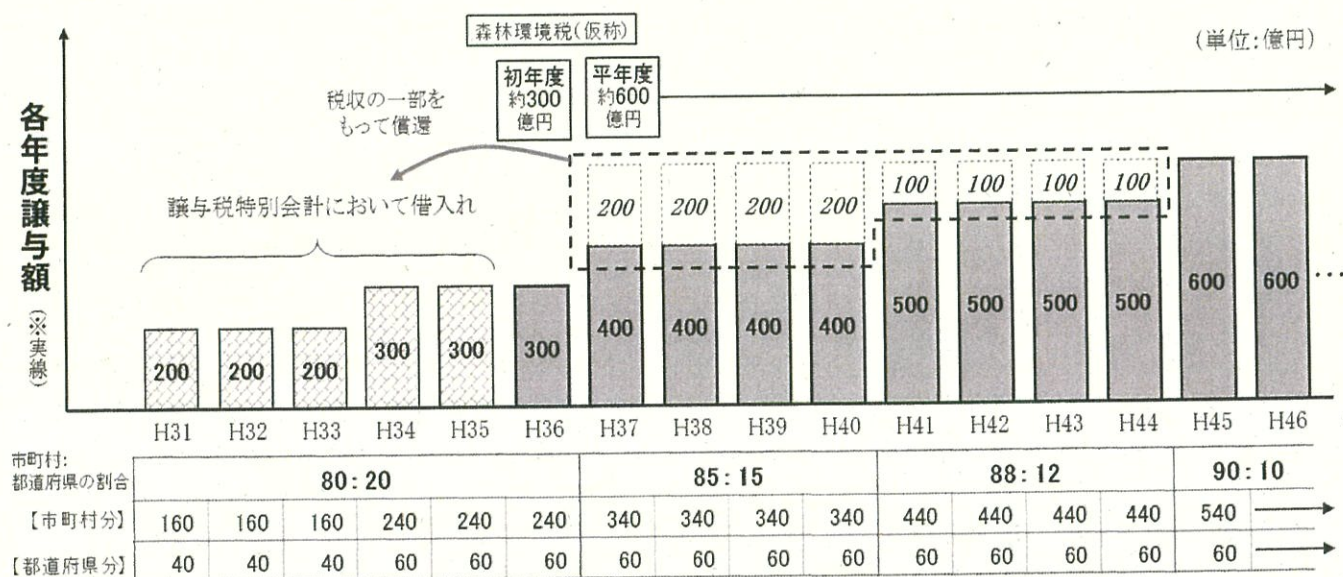


区分	①林業経営に適した森林	②林業経営に適さない森林
管理方法	意欲と能力ある林業経営者による経営管理	市町村が経営管理を実施
管理方針	木材の持続的な生産・利用 [針葉樹による育成単層林]	公益的機能の持続的な発揮 [針広混交林等の複層林]
施業内容	・木材生産を目的にした施業 ・伐期が到来する場合は主伐・再造林を実施	・長伐期化や複層林化による非皆伐施業 ・市町村が間伐等の施業を適期に実施
経営管理権の設定期間	主伐を伴う場合は、最低でも15年以上（主伐後10年以上）の存続期間を確保	基本的に市町村が継続的に管理するための権利として設定することを想定
木材収入の取扱い	施業に要する費用（林業経営者の利益を含む）を差し引いた上で、森林所有者に還元	木材収入は所有者には還元されない（市町村の費用の一部に充当）

森林環境譲与税（仮称）の創設

＜基本的な枠組み＞ 平成31年度税制改正の大綱 平成30年12月21日閣議決定

- ・ 森林環境税（仮称）は年額1,000円とし、平成36年度から課税
- ・ 森林環境譲与税（仮称）は、平成31年度から譲与が始まり、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てる。



市町村分

都道府県分

50% : 私有林人工林面積（※林野率による補正）

20% : 林業就業者数

30% : 人口

市町村と同じ基準

※税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利息を勘案していない。

※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を經由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収（約600億円程度）の概ね半分の約300億円の譲与額とすることが見込まれる。

